

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

出先機関

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

法規審査委員会規程（昭和51年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「総務部次長」の次に「（総務部総務課、人事課、財政課又は法制文書課を担当する者に限る。）」を加える。

附則

この訓令は、平成17年4月19日から施行する。

北海道訓令第15号

本 庁

出先機関

損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令

損害賠償委員会規程（昭和55年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「総務部次長」の次に「（総務部総務課、人事課、財政課又は法制文書課を担当する者に限る。）」を加える。

附則

この訓令は、平成17年4月19日から施行する。

告 示

北海道告示第313号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

名寄保健所の項中「名寄市立と畜場」を「名寄市立食肉センター」に改める。

北海道告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の退任の届出があった。

目 次

訓 令

- 法規審査委員会規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 41
- 損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 41

告 示

- と畜場番号の指定の一部改正..... (食品衛生課) 41
- 土地改良区の役員の退任の届出..... (農業支援課) 41
- 土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課) 42
- 土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) 42
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業支援課) 42
- 道営土地改良事業計画の決定..... (農業支援課) 42
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課) 42
- 土地改良事業の施行の同意..... (農業支援課) 42
- 知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 43
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 43
- 知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) 43
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 43
- 都市計画事業の認可..... (都市環境課) 44
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 44

支庁告示

- 貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知..... 44

道人事委員会告示

- へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正..... 44
- 特地部局及びその級別の指定の一部改正..... 45
- 派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正... 45

訓 令

北海道訓令第14号

本 庁

平成17年4月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

浜益土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成17. 3.31	監 事	岩 山 兼 吉	浜益郡浜益村大字実田村1番地

狩場利別土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成17. 3.31	理 事	田 畑 利 雄	今金町字八束183番地の53

北海道告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北見土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成17年4月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・監事の別	氏 名	住 所
理 事	川崎 英勝	北見市北進町49番地の15 北見市北進町2丁目6番9号

北海道告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年4月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成17. 4. 8	蘭越土地改良区
同	共和土地改良区
同	江差土地改良区

北海道告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成17年4月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
愛別土地改良区	中愛別頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

同	愛別頭首工	同
同	愛山頭首工	同

北海道告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（晩翠栄地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年4月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年4月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年4月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年4月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
豊 郷 畑地帯総合整備 [担い手育成型]	(農業用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良)	北海道日高支庁
赤井川 同		北海道後志支庁
三 井 同	(区画整理、暗きょ、土層改良)	北海道網走支庁

北海道告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年4月8日、大野町の行う土地改良（白川地区基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ、区画整理））事業の施行に同意した。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 江別市八幡122の126、122の132、122の133
 - (2) 指定の目的 風害の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 江別市西野幌891の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指定の目的 公衆の保健
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町美原23の9から23の11まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 白糠郡音別町4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び音別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第324号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町字平宇18の1、18の2
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町字古多糠6の2、6の9、6の11から
の所在場所 6の21まで

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（8・4・35号 仮称 札幌駅前通公共地下歩道）
- 3 事業施行期間 平成17年4月19日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地の収用の部分 札幌市中央区北1条西4丁目、北2条西3丁目、北2条西4丁目、北3条西3丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目及び北5条西4丁目地内

北海道告示第326号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項株式会社北海道銀行の事項中「同 神楽支店」の次に次の1事項を加える。
同 豊岡支店

- 2 売りさばき人の項株式会社北海道銀行の事項中「同 銀座通支店」を削り、同項いぶり噴火湾漁業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。
ひだか漁業協同組合 平成17. 4. 1 ひだか漁業協同組合
同 門別町支所
同 新冠支所
同 三石支所
- 2 売りさばき人の項門別町漁業協同組合の事項、新冠漁業協同組合の事項、静内漁業協同組合の事項及び三石漁業協同組合の事項を削る。

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第10号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成17年4月19日

北海道渡島支庁長 新田 彰

- | | |
|--|----------------|
| 住 所 商号又は名称氏名登録番号 | 主たる営業所の所在地 |
| 函館市山の手3丁目22番5号 キッポン 菊田 大興 北海道知事1渡00838号 | 函館市山の手3丁目22番5号 |
| 函館市五稜郭町25番11号 RITSコーポレーション 庄子 定夫 北海道知事1渡00853号 | 函館市五稜郭町25番11号 |

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第11号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。

平成17年4月19日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

- 渡島支庁管内の項中
- 「 砂原町字紋兵工砂原 砂原町字度杭崎 砂原中学校 さわら小学校 」を

「 森町字砂原 1 丁目 森町字砂原 2 丁目	さわら小学校 砂原中学校	」	に
----------------------------	-----------------	---	---

改める。

北海道人事委員会告示第12号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。

平成17年4月19日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

警察職員給与条例関係の表函館方面管内の項中

「 砂原町字四軒町	森警察署砂原東駐在所	1	」	を
砂原町字紋兵工砂原	森警察署砂原中央駐在所	1		
森町字駒ヶ岳	森警察署駒ヶ岳駐在所	2		
森町字本茅部町	森警察署石谷駐在所	2		

「 森町字駒ヶ岳	森警察署駒ヶ岳駐在所	2	」	に
森町字本茅部町	森警察署石谷駐在所	2		
森町字砂原 2 丁目	森警察署砂原駐在所	1		

改める。

北海道人事委員会告示第13号

平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月19日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表渡島支庁管内の項中

「 砂原町字度杭崎	砂原町教育委員会事務局	1	」	を
-----------	-------------	---	---	---

削る。

正 誤

平成17年4月12日（第1663号）

北海道告示第290号（道営土地改良事業の工事の完了）中に次のとおり誤りがあったので

訂正する。

ページ	欄	行
27	右	31
誤	中山間地域総合整備（農業用排水、暗きよ）	
正	中山間地域総合整備（農業用排水、農道）	

